資　格

競争参加者の資格に関する公示

平城宮跡歴史公園平城宮跡展示館建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年4月10日

近畿地方整備局長　森　　昌文

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　平城宮跡歴史公園平城宮跡展示館建築工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　奈良県奈良市二条大路南3

3　工事内容

本工事は平城宮跡歴史公園敷地内に平城宮跡の出土品の展示や宮跡のガイダンス、公園の総合的な利用案内等を行う拠点となる展示館を新築し、付帯となる外構工事を行うものである。

展示館　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上２階建　延べ面積　6,756㎡	新築１棟
囲障	新設一式
屋外排水設備	新設一式
舗装	新設一式
雑工作物	新設一式
樹木	新植一式
芝張り	新植一式
外構	改修一式
エレベーター設備工事	新設一式

4　工期　契約締結日の翌日から平成29年7月31日まで。

5　申請の時期

平成27年4月13日から平成27年5月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成27年5月13日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）9時15分から16時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成27年4月10日から平成27年7月24日まで、〒540―8586 大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

(a)　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b)　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年４月10日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

(a)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶの代表者は、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす新築工事又は増築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）4,500㎡以上の美術館、博物館又は図書館

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）4,500㎡以上の建物において収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫又は閲覧室の合計面積が2,250㎡以上有するもの。

２）構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

３）上記１）及び２）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）から６）までの要件をすべて満たす新築工事又は増築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）1,000㎡以上の美術館、博物館又は図書館

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）1,000㎡以上の建物において収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫又は閲覧室の合計面積が500㎡以上有するもの。

５）構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

６）上記４）及び５）は同一工事の実績であること。

なお、上記１）から６）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。